

# 伊那市創造館利用案内

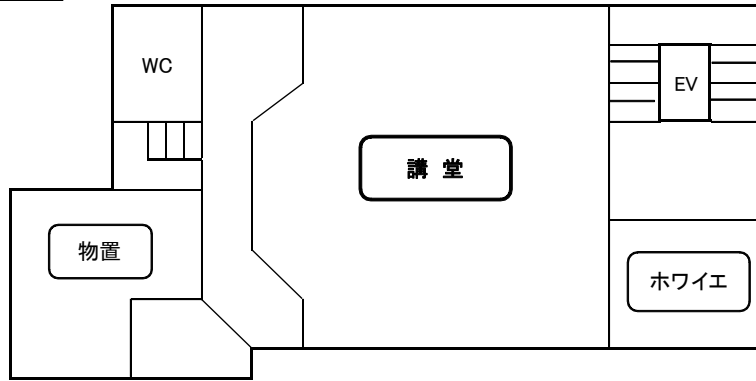
(施設利用者用)



平成 26 年 4 月  
伊那市教育委員会

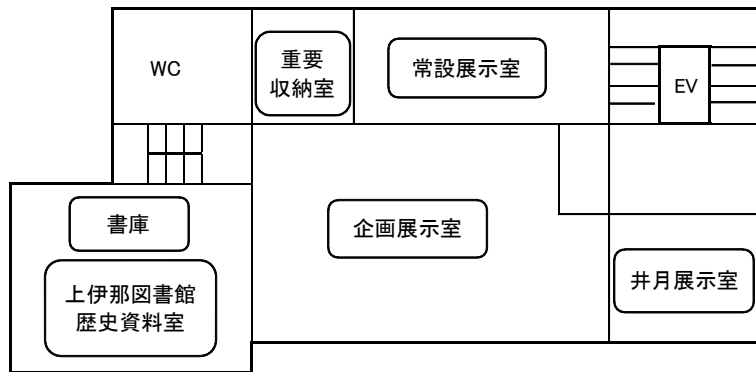
# 伊那市創造館平面図

3 階

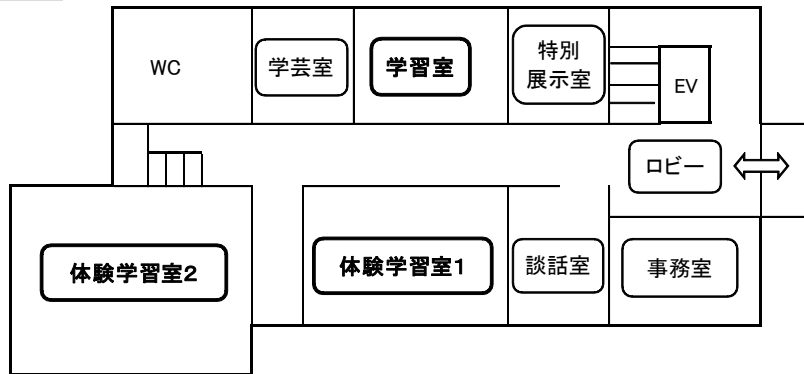


EV = エレベーター  
WC = トイレ

2 階



1 階



## ■施設の目的

伊那市創造館は、市民に親しまれてきた旧上伊那図書館を文化財として保存し、市民の生涯学習の場として活用するとともに、教育、学術及び文化の発展に寄与するために設置されました。

なお、「伊那市創造館」の名称は、市民の学習・憩いの拠点施設として、自然科学を中心に夢多き未来に向かって人類の進化の礎である「創造」を実践するとともに、建造物、歴史資料等、先人たちの過去の「創造」物である遺産を後世に伝える役割も併せ持つ施設であることを表しています。

## ■開館時間・休館日

### 1 開館時間

- 施設利用… 午前 10 時から午後 9 時 30 分まで  
(講堂、体験学習室 1 及び 2 に於いて、事前にお申込みが必要です。)

展 示 室… 午前 10 時から午後 5 時まで

学 習 室… 午前 10 時から午後 8 時まで

談 話 室… 午前 10 時から午後 8 時まで

### 2 休館日

- 火曜日
- 国民の祝日の翌日
- 年末年始 (12 月 28 日から翌年の 1 月 3 日まで)

## ■利用できる施設

階	部 屋 名	床面積(m <sup>2</sup> )	定員(人)	設 備 等
1	体験学習室 1	44	25	エアコン 机 椅子 視聴覚設備 LAN 回線
	体験学習室 2	66	35	机 椅子 LAN 回線
	学習室	45	20	机 椅子
3	講堂(ホワイエ)	195	150 (机使用時 90)	机 椅子 音響設備

## ■使用料

### 1 施設使用料

区 分 部屋名		午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
		午前10時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前10時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前10時から午後9時30分まで
体験学習室 1		400円	600円	900円	1,000円	1,500円	1,900円
体験学習室 2		500円	900円	1,400円	1,400円	2,300円	2,800円
学習室		無 料					
講堂	平日	1,900円	4,000円	5,400円	5,900円	9,400円	11,300円
	土曜日						
	日曜日	2,200円	4,500円	6,100円	6,700円	10,600円	12,800円
	祝日						

- (1)「平日」とは、月曜日から金曜日まで（休館日を除く。）をいいます。
- (2)利用者が市内に住所を有しない場合の使用料は、当該区分に定める額の100分の150に相当する額とします。
- (3)利用者が当館施設を使用して行う事業において、入場料を徴収する場合の使用料は、当該区分に定める額の100分の150に相当する額とします。
- (4)(2)及び(3)のいずれにも該当する場合の使用料は、当該区分に定める額の100分の200に相当する額とします。

### 2 冷暖房設備使用料

部屋名	設 備	使用料
講堂・体験学習室 2	暖房機器（ストーブ）	1時間1台につき200円
体験学習室 1	冷暖房（エアコン）設備	1時間につき300円

## ■使用料の減免

### 1 施設使用料の減免

対 象 事 由	減 免 率
(1) 伊那市が主催又は共催する事業等で使用する場合	100 分の 100
(2) 伊那市内に主たる事務所を置き、かつ、公共的活動を目的とする団体であって、市長が適当と認めたものが使用する場合	100 分の 100
(3) 伊那市内の保育園の保育及び幼稚園、小中学校、高校の教育活動の一環として使用する場合	100 分の 100
(4) その他市長が適当と認めた場合	市長がその都度定める率

### 2 冷暖房設備使用料の減免

対 象 事 由	減 免 率
(1) 伊那市が主催又は共催する事業等に使用する場合	100 分の 100
(2) 伊那市内の保育園の保育及び幼稚園、小中学校、高校の教育活動の一環として使用する場合	100 分の 100
(3) その他市長が適当と認めた場合	市長がその都度定める率

## ■使用料の還付等

次のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付します。

(1)教育委員会が利用許可を取り消し等したとき。（\*参照）

(2)利用者が利用日前3日までに利用の取りやめ又は変更の申出をした場合で、市長が相当の理由があると認めたとき。

(3)利用者が自己の責めによらない理由により利用することができなくなったとき。

なお、その時点で使用料を納入していない場合で、上記の還付の要件に該当しない場合は、使用料を納入していただきます。

\*教育委員会が取り消し等をできる場合

(1) 利用者が条例又は規則に違反したとき。

(2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。

(3) 利用許可の申請に偽りがあったとき。

(4) その他、教育委員会が特に必要と認めたとき。

## ■利用手続き

講堂・体験学習室 1 及び 2
-----------------

### 1 申し込み受付期間

#### (1)講堂

利用日の属する月の3月前の初日（その日が休館日の場合は翌日）から原則として利用日の7日前までの期間中に受付を行います。

【例】9月15日に利用する場合は、6月1日から申し込みができます。

#### (2)体験学習室 1 及び 2

利用日の属する月の2月前の初日（その日が休館日の場合は翌日）から利用日の前日までの期間中に受付を行います。

【例】9月15日に利用する場合は、7月1日から申し込みができます。

### 2 申し込み方法

1の申し込み受付期間内に直接来館するか、または、事前に予約をしたうえでファックスかメールにて申請書を提出し、許可を受けてください。

なお、許可に際して管理上必要な条件を付すことがあります。

### 3 利用許可ができない場合

次のいずれかに該当するときは、利用を許可できません。許可を受けた場合でも目的以外に利用すること、又は転貸等その権利を譲渡することはできません。

- (1) 公の秩序及び善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 専ら営利を目的として利用するとき。
- (3) 建物及び設備を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。
- (5) その他、教育委員会が利用を不相当と認めるとき。

### 4 使用料の支払い

#### (1) 施設使用料

原則として、使用前にお支払いいただきます。また、お支払いは、午前10時～午後6時までの間をお願いします。

#### (2) 冷暖房設備使用料

設備の使用後にお支払いいただきます。

## 5 利用者等の遵守事項

- (1) 許可を受けずに物品の販売をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食(談話室のみ)若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可なくして壁、柱等にはり紙をし、又はピン、釘打ち等をしないこと。
- (4) 備付け又は使用の許可を受けた設備器具以外のものを使用しないこと。
- (5) 施設の管理上、支障を来す行為をしないこと。
- (6) その他、教育委員会が指示する事項に従うこと。
- (7) 収容定員を超えて入場させないこと。
- (8) 施設の内外の秩序を保つため、整理員を配置すること。
- (9) 入場者に対し、前項に掲げる事項を守らせること。

\* (7)(8)(9)は入場者のある利用の場合に該当

## 7 利用の変更・取り消し等

利用の変更又は取り消しが生じた場合は、利用日の3日前までに届け出てください。  
なお、使用料の還付の基準は前掲の「■使用料の還付等」のとおりです。

## 8 損害賠償

利用者が建物、設備、展示資料等に損害を与えたときは、その損害額を賠償していただきますので、利用等に際しては十分ご注意ください。

# 学 習 室

## 1 利用登録

利用登録証が必要になりますので、所定の利用登録申請書を提出してください。  
なお、利用登録証は、いなっせ(伊那市生涯学習センター)の登録証と共通ですので、両施設で有効です。

## 2 利用時間

午前 10 時から午後 8 時まで

## ■利用終了後(学習室を除く)

- 1 

清	掃
---	---

 利用後は、机・椅子・設備等を元の場所に戻すとともに、机の上と床の掃除をしてください。掃除で落ちない汚れ等を生じさせた場合は、必ず報告してください。
- 2 

ごみ	の	始	末
----	---	---	---

 施設内にごみ箱はありません。利用者又は主催者の責任でお持ち帰りください。
- 3 

消	灯	等	の	確	認
---	---	---	---	---	---

 各部屋の清掃後、照明、冷暖房設備のスイッチを切ってください。
- 4 

使用	料	等	の	支	払
----	---	---	---	---	---

 事務室において冷暖房施設使用料等の支払いをしてください。
- 5 

利用	報	告	書	の	提	出
----	---	---	---	---	---	---

 利用報告書を事務室に提出してください。

## ■その他

### 1 団体登録

市内において社会教育に関する事業を行うことを主な目的とする団体は、団体の登録（以下「団体登録」という。）を申請することができます。登録を認める団体は、次に掲げる要件を満たす団体とし、施設使用料の納付が免除されます。（冷暖房設備使用料の免除はありません。）

なお、団体登録の有効期間は、団体登録をした日の属する年度が終了する日までです。

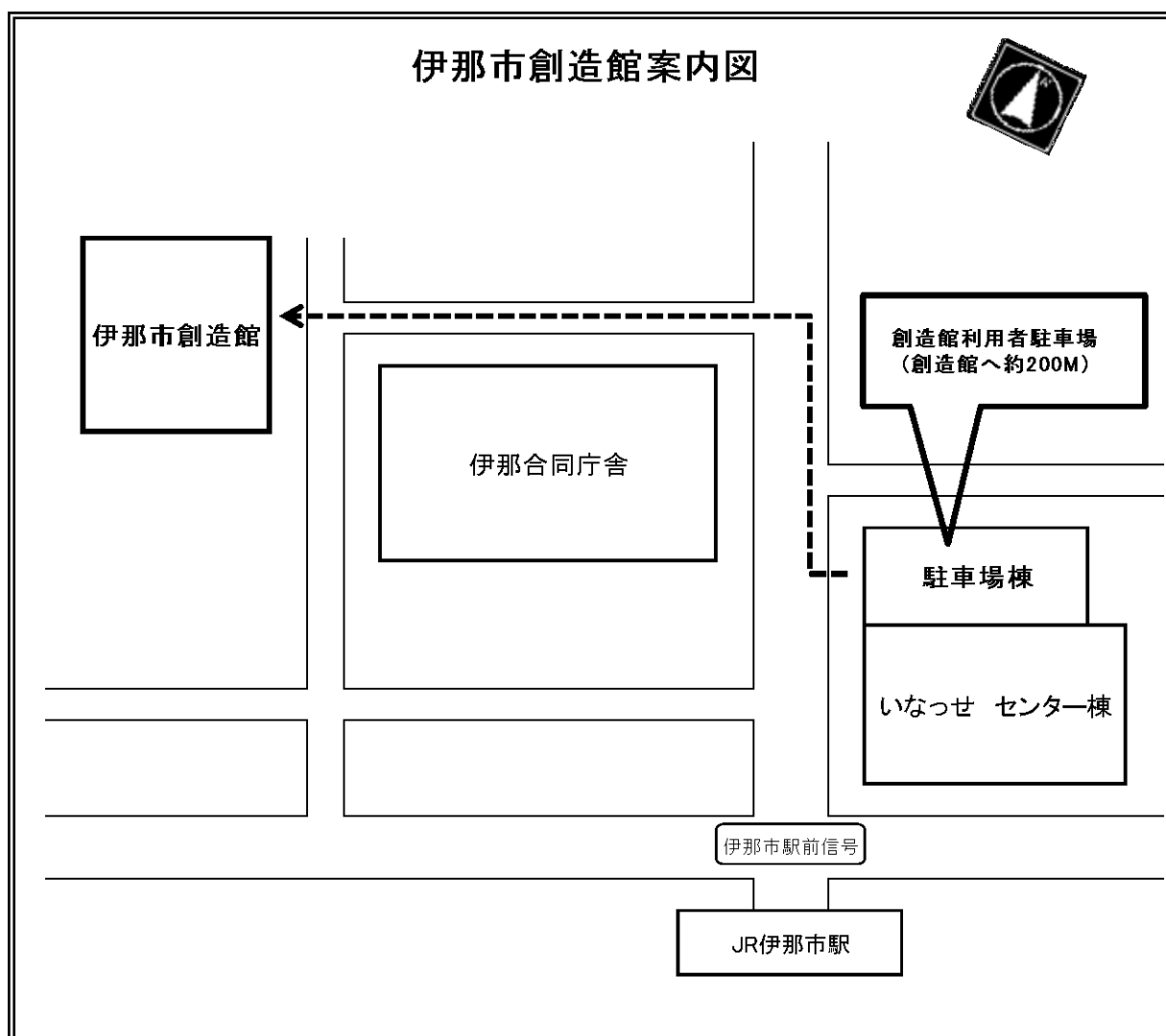
- (1) 歴史、文化、民俗、自然科学、教育等に関する事業を行うことを目的として組織された公の支配に属しない団体であること。
- (2) 5名以上で組織され、かつ、市内に住所を有する者がその主たる構成員であること。
- (3) 新規の会員を広く一般に募集し、将来にわたり団体の活性化が図られること。
- (4) 学習、研究等の成果を一般市民を対象に年に1回以上発表すること。この場合、発表の方法は、講演会、講座の開催又は展示発表等とします。
- (5) 創造館との共催事業の実施又は創造館の事業への講師の派遣、資料の提供及び施設の維持管理等運営全般への協力を行うこと。

### 2 駐車場の利用

創造館の敷地内には、身体障害者用の駐車場はありますが、一般の利用者用の駐車場はありません。車でお越しの際は、いなっせ（伊那市生涯学習センター）駐車場等をご利用いただき、周辺の駐車場等への無断駐車は絶対にしないでください。

なお、創造館を利用された方については、駐車料金を無料としますので、お帰りの際に駐車券を事務室までお持ちください。





\* いなっせ駐車場のほかに、「伊那市駅前駐車場」「中央駐車場(伊那図書館隣り)」「通り町駐車場(セントラルパーク隣り)」もご利用いただけます。

## 伊那市創造館

〒396-0025 伊那市荒井 3520 番地  
TEL 0265-72-6220 FAX 0265-74-6829  
E-mail [szk@inacity.jp](mailto:szk@inacity.jp)  
URL <http://www.inacity.jp>